

文京区長
成澤廣修様

北京 J A C (世界女性会議ロビイングネットワーク)
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-4-13
東眞ビル3F FAX: 03-5689-6828
代表 船橋邦子

「男女共同参画」所管担当課の組織改正及び名称変更に関する 要 望 書

区長におかれましては、国際的動向を見すえ、グローバルな視点に立って男女共同参画政策を積極的に推進されていますことに、心からの敬意を表します。また日ごろから私たち女性団体の活動に対してご理解、ご協力をいただいていますことに深く感謝いたします。

とりわけ昨年の北京世界女性会議・北京 J A C 20 周年記念事業の際には、素晴らしいご挨拶をいただきありがとうございます。改めてお礼申し上げます。

また 2014 年に策定されました「文京区男女平等参画推進条例」も「男女共同参画」ではなく「男女平等参画」であり、第 7 条では性的マイノリティに配慮した「性別に起因する差別的取り扱い」が明記されるなど極めて先進的な内容であることを高く評価するものです。

ところが、この度文京区では区の組織改正がなされ、男女共同参画を所管することがわかる課名にとってかわりダイバーシティ推進担当課と名称変更がなされると伺いました。もとより、性別、年齢、障害の有無、セクシュアリティ、国籍など、あらゆる違いを認め多様性を尊重する地域社会の実現は私たちも心から望むところです。しかしながら私たちは、多様性の尊重は、性別にとらわれず個性と能力を尊重する男女共同参画の推進があつてこそ可能になると考えます。

その意味で、男女平等参画を所管することがわかる名称が消え、「男女平等参画」担当部署が現在の「男女協働子育て支援部」から総務部の「ダイバーシティ推進担当」へと変更されることによって、政策が見えにくくなるのではないかと危惧し、この変更の再考をお願いするものです。

実際、1999 年制定された男女共同参画社会基本法では男女共同参画社会の実現は緊喫の課題であると明記され、2001 年には、男女共同参画の推進をすべての省庁において横断的、総合的に取り組むために、男女共同参画局が内閣府に設置されました。

しかし、日本のジェンダーギャップ指数は世界で 104 位であり、男女共同参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています。

昨年 12 月に策定されました「第 4 次男女共同参画基本計画」の基本的方針においても「男女共同参画の実現は、社会の多様性と活力を高める」とあります。

男女共同参画推進の先進区であり、UN Women がリエゾンオフィスを設けている文京区において、素晴らしい条例に従いより一層かつ迅速に男女共同参画を推進していくために、組織改正及び名称変更に関し、以下のように区長の再考をお願いするものです。

記

1. 男女平等を推進する部署を、政策を総合的に推進する「企画政策部」におくこと。
2. 政策推進担当部署の名称は区民の誰にでもわかりやすいものであることが重要なことから、部署の名称を「男女平等・人権」などを用いたものにする。